

＜鳥取市建設工事入札参加資格者格付要綱における市長が別に定めるものについて＞

1 第4条第1号関係（基準点数表）

別表1 基準点数表

発注工事種別	A 級	B 級	C 級
土木一式工事(一般)	1, 166	1, 012	891
建築一式工事(一般)	1, 167	993	—
電気工事	1, 058	907	—
管工事	1, 094	983	—
舗装工事(アスファルト)	1, 131	—	—
造園工事	891	—	—

2 第4条第2号関係（前回の有資格者の基準日）

令和7・8年度の定期申請に係る入札参加資格の審査基準日は、令和6年12月1日から令和7年1月31日までとする。

3 第4条第3号関係（継続格付の取扱いの基準日）

令和7・8年度格付については、令和7年4月30日までに申請した場合とする。

4 第5条第2項関係（直前審査の期間）

格付を行う年度の前々年度（以下「前々年度」という。）の10月1日からその翌年度（以下「前年度」という。）の9月30日まで（前年度の10月1日以降に分割、営業の譲渡等を行った建設業者（前々年度の10月1日から前年度の9月30日までの間のいずれかの日を審査基準日とする経営事項審査を受審していない者に限る。）については、前年度の10月1日から入札参加資格審査申請の日まで）の間とする。

ただし、前々年度の10月1日以降に会社更生法（昭和27年法律第172号）による更生手続開始の決定が行われた建設業者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の決定が行われた建設業者については、当該更生手続開始の日又は当該再生手続開始の日（その日から前年度の9月30日までの間のいずれかの日を審査基準日とする経営事項審査も受審している者については、当該審査基準日）とする。

5 第5条第3項第3号関係（指定研修の加点）

「令和2年度以降の格付における加点研修について（令和元年9月10日付第201900143427号鳥取県県土整備部長通知）」及び「令和2年度以降の格付における加点研修の取扱いの一部改正について（令和2年8月26日付第202000130713号鳥取県県土整備部長通知）」別紙第4項により登録された研修及び本市主催の「企業同和問題研修会」について、第6項の方法により加点する。

6 第5条第3項第4号エ関係（その他悪質な法令違反の減点）

令和7・8年度格付については、特段の定めを設定しない。

7 別表備考5関係（技術者等の要件の基準日）

令和7・8年度格付については、定期申請においては令和7年1月31日とし、定期申請以外においては当該申請日とする。